

原子力規制庁 様
資源エネルギー庁 様

ALPS 処理水の海洋放出計画の撤回およびモニタリングポスト撤去方針の撤回 について

1. ALPS 処理水の海洋放出計画について

ALPS 処理水海洋放出計画は全県的な反対で検討段階に戻されています。資源エネルギー庁の「小委員会」では長期保管・管理も含めた検討がされています。

原子力規制庁への質問

昨年12月20日の政府交渉で、原子力規制庁は「告示濃度限度を満たしていれば放出可能」と主張されました。これは汚染水の海洋放出がなくても、住民が福島原発事故の放射能汚染で被ばくしていることを無視するものです。参考資料を添えて、下記質問しますのでご回答ください。

(1) 下記のことを確認してください。

①放射線審議会は「ICRP90年勧告の国内制度取入れについての意見具申（参考1）」において、「公衆被ばくに対する線量限度」に関する「取り入れに当たっての基本的考え方」を次のように示しています。

公衆の被ばくに関する限度は、実効線量については年1mSv、組織に対する線量限度については、眼の水晶体に対する線量限度を年15mSv、皮膚に対する線量限度を年50mSvとし、これを規制体系の中で担保することが適当である。

このためには、施設周辺の線量、排気・排水の濃度等のうちから、適切な種類の量を規制することにより、当該線量限度が担保できるようにすべきである。」

②「核原料物質又は核燃料物質の線量限度等を定める線量告示」は公衆の被ばくに関する限度を担保する法令の一例です。この「線量告示」に関して、政府答弁書（参考2）では、

原子炉施設から放出される放射性物質については、周辺監視区域外における一般公衆の被ばく線量が年間1mSv以下となるように放射能濃度等の限度を定めているものであり

と記載されています。これは①の「取り入れに当たっての基本的考え方」に一致しています。

(2) このように、「公衆の被ばく限度年1mSv」は法令で守られており、告示濃度限度は公衆の被ばく線量が年間1mSv以下となるように定めているものです。これを認めますか。

(3) 汚染水の放出がなくても、住民は福島原発事故の放射能汚染で現在も被ばくしています。ところが現行告示濃度限度の算出には、既に生じている「福島原発事故の放射能汚染による被ばく」を含んでいません。告示濃度限度を満たしていれば放出可能という見解は住民に年1mSvを超える被ばくをもたらすもので、間違いと認め撤回すべきと考えますがどうですか。

参考1 ICRP1990年勧告（Pub. 60）の国内制度等への取入れについて（意見具申）〈抜粋〉

平成10年6月 放射線審議会

http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9483636/www.nsr.go.jp/archive/mext/b_menu/shingi/housha/sonota/81009.htm

V. 公衆被ばくに対する線量限度

1. 1990年勧告の基本的考え方（省略）
2. 現行

- (1) 1985年のパリ声明で示された公衆の構成員に関する主たる実効線量当量限度の値である年1mSvを取り入れ、これを規制体系の中で担保することとしている。なお、病室や特に認められた場合には年5mSvとすることも許されている。
- (2) 排気・排水の濃度を規制する場合は、ICRP Pub. 30に示されている作業者に関するALI及びサブマージョン核種に係る誘導空気中濃度(DAC)をもとに、公衆に関する誘導空気中濃度及び誘導水中濃度を算出して、公衆の実効線量当量が1年につき1mSv以下となるようにしている。

(3) 省略

3. 取入れに当たっての基本的考え方

- (1) 公衆の被ばくに関する限度は、実効線量については年1mSv、組織に対する線量限度については、眼の水晶体に対する線量限度を年15mSv、皮膚に対する線量限度を年50mSvとし、これを規制体系の中で担保することが適当である。

このためには、施設周辺の線量、排気・排水の濃度等のうちから、適切な種類の量を規制することにより、当該線量限度が担保できるようにすべきである。

(2)、(3) 省略

参考2 山本太郎議員質問主意書に対する政府答弁書(2013年12月10日) <抜粋>

「原子炉施設から放出される放射性物質については、原子炉施設の周辺監視区域外における一般公衆の被ばく線量が年間1mSv以下となるように放射能濃度等の限度を定めているものであり、……。また、お尋ねの「福島県内で、避難指示が出されず原発事故以降も住民が居住を続けている地域又は避難指示が解かれ居住が認められている地域」は、いずれも周辺監視区域外に該当する。」

資源エネルギー庁への質問

ALPS処理水の海洋放出に対して全県的な反対が巻き起こっています。資源エネルギー庁は海洋放出ではなく長期保管・管理を方針としそのための政策を具体化すべきです。

- (1) 資源エネルギー庁のALPS処理水小委員会ではどのような検討をしているのですか。
- (2) 海洋放出ではなく長期保管・管理を方針としそのための政策を具体化すべきと考えますがどうですか。

2. モニタリングポスト撤去方針の撤回について、原子力規制庁への質問

モニタリングポスト撤去方針に対して、全県的な反対が巻き起こっています。2018年9月のNHKアンケートでは対象47市町村中33市町村が反対しています。原子力規制委員会からの見直し案は出ず棚上げ状態となっています。前回2018年12月20日の交渉での原子力規制庁のご回答通り2019年度の維持費予算が付いています。

- (1) 全県的な反対を受け止め、モニタリングポスト撤去方針を撤回すべきです。どうですか。
- (2) 既存のモニタリングポストはそのまま維持し、新たに避難指示が解除された地域のモニタリングポストを増やすべきではありませんか。

脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆2世団体連絡協議会、反原子力茨城共同行動、原発はごめんだヒロシマ市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン	
連絡先	原子力資料情報室 〒164-0011 東京都中野区中央2-48-4 小倉ビル1階 Tel: 03-6821-3211 ヒバク反対キャンペーン 兵庫県川西市向陽台1-2-15 建部暹 Tel&Fax: 072-792-4628